

<h1>名古屋市公報</h1>	平成25年 8月28日	第1022号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局 発行人 行政改革推進部法制課長	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を 改正する規則	(健福・総務課)	(第94号) 4
告 示		
○ 建築協定の認可	(住都・建築指導課)	(第457号) 7
○ 名古屋市子ども・若者支援地域協議会の設置について	(子青・青少年家庭課)	(第458号) 8
○ 身体障害者福祉法による医師の指定	(健福・障害企画課)	(第459号) 12
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の 指定	(健福・介護保険課)	(第460号) 17
○ 指定居宅介護支援事業者の指定	(健福・介護保険課)	(第461号) 20
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第462号) 22
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第463号) 23
監 査 公 表		
○ 平成25年監査公表		(第6号) 25
外 部 監 査 公 表		
○ 平成25年外部監査公表		(第3号) 37
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	49
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	52
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	54
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	56
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告	(市経・市民活動推進センター)	58
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告	(市経・市民活動推進センター)	62

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則
(第94号)

- 1 改正内容

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）及び名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年名古屋市条例第16号）の一部改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 2条及び第 4号様式関係）

- 2 施行期日

平成25年 9月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8月19日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第94号

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例施行細則（平成13年名古屋市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1号中「第 3条第 1項第 4号イ」を「第 3条第 1項第 5号イ」に改め、同条第 2号中「第 3条第 1項第 4号ロ」を「第 3条第 1項第 5号ロ」に改める。

第 4号様式（表面）中「第24条第 1項」の次に「（同法第24条の 4において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「第33条第 1項」を「同法第33条第 1項」に、「はる」を「貼る」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

<p>動物の愛護及び管理に関する法律抜す い</p> <p>(第1種動物取扱業の登録)</p> <p>第10条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの)に限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第4節までにおいて同じ。)の取扱業(動物の販売(その取次ぎ又は代理を含む。次項、第12条第1項第6号及び第21条の4において同じ。)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第24条の2において同じ。))その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第46条第1号において「第1種動物取扱業」という。)を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、その長とする。以下この節から第5節まで(第25条第4項を除く。))において同じ。)の登録を受けなければならない。</p> <p>2 } (略) 3 }</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第24条 都道府県知事は、第10条から第19条まで及び第21条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第1種動物取扱業者に対し、飼養施設の様態、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第1種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(第2種動物取扱業の届出)</p> <p>第24条の2 飼養施設(環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。)を設置して動物の取扱業(動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第10条第1項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの(以下この条において「その他の取扱い」という。))を業として行うことをいう。以下この条において「第2種動物取扱業」という。)を行おうとする者(第10条第1項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。)は、第35条の規定に基づき同条第1項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) } (略) (7) }</p> <p>(準用規定)</p> <p>第24条の4 第16条第1項(第5号に係る部分を除く。)、第20条、第21条、第23条(第2項を除く。))及び第24条の規定は、第2種動物取扱業者について準用する。(略)</p>	<p>(特定動物の飼養又は保管の許可)</p> <p>第26条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という。)の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設(獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第33条 都道府県知事は、第26条から第29条まで及び前2条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の様態、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) } (略) (2) }</p> <p>(3) 第24条第1項(第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。))又は第33条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(4) (略)</p> <p>名古屋市の動物の愛護及び管理に関する 条例抜すい</p> <p>(報告の徴収等)</p> <p>第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼主若しくは第1種動物取扱業を営む者に対し、飼養施設の様態、動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものとして解釈してはならない。</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) } (略) (3) }</p> <p>(4) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>
---	---

附 則

この規則は、平成25年 9月 1日から施行する。ただし、第 2条の改正規定は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第457号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定により告示するとともに、同条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成25年8月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 建築協定の名称

桐林地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市千種区桐林町一丁目6番1 他

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時30分まで。ただし、正午から午後1時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 458号

名古屋市子ども・若者支援地域協議会の設置について

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項の規定により、子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置したので、告示します。

平成25年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 協議会の名称
名古屋市子ども・若者支援地域協議会
- 2 協議会に係る子ども・若者支援調整機関の名称
名古屋市子ども・若者総合相談センター
- 3 協議会を構成する関係機関等の名称等及び子ども・若者育成支援推進法施行規則（平成22年内閣府令第9号）第6号のいずれに該当するかの別
別表のとおり

別 表

<p>愛知労働局職業安定部職業安定課 愛知わかものハローワーク 愛知県産業労働部労政担当局就業促進課 愛知県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター 名古屋市市民経済局産業部産業労働課 なごやジョブサポートセンター 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課 名古屋市ひきこもり地域支援センター 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課 名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課 名古屋市中心児童相談所 名古屋市西部児童相談所 名古屋市発達障害者支援センター 名古屋市子ども・若者総合相談センター なごや若者サポートステーション 名古屋市教育委員会学校教育部指導室 名古屋市子ども適応相談センター 名古屋市教育センター 各区社会福祉事務所 各区保健所</p>	<p>国及び地方公共 団体の機関</p>
<p>一般財団法人まちの縁側クニハウス&まちの学び舎ハル ハウス 一般社団法人若者支援事業団 学校法人国際学園星槎名古屋中学校 K T C 中央高等学院名古屋キャンパス 星槎名古屋キャンパス</p>	<p>特定非営利活動 促進法（平成10 年法律第7号） 第2条第2項に 規定する特定非 営利活動法人そ</p>

<p> 特定非営利活動法人名古屋オレンジの会 特定非営利活動法人こころとまなびどっとこむ 特定非営利活動法人子ども&まちネット 特定非営利活動法人社会教育ネット 特定非営利活動法人青少年生活就労自立サポートセンター 名古屋 特定非営利活動法人名古屋おやこセンター 特定非営利活動法人なでしこの会 特定非営利活動法人バウムカウンセリングルーム 特定非営利活動法人ひだまりの丘 特定非営利活動法人ライフステーション・あいち 特定非営利活動法人ワーカーズコープ東海事業本部名古屋 事業所 名古屋エスクール まなび場 ゆいまーる学園 ユー・キャン東海 名古屋市立小中学校長会 愛知県公立高等学校長会 愛知県私学協会名古屋支部 愛知県経営者協会 愛知県中小企業団体中央会 名古屋商工会議所 名古屋市児童養護連絡協議会 愛知県臨床心理士会 名古屋市保護区保護司会連絡協議会 名古屋市民生委員児童委員連盟 </p>	<p>の他の団体</p>
<p>名古屋市長が指定する者</p>	<p>学識経験者その他 他の者</p>

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第 459号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

平成25年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別	指 定 年 月 日
名古屋市立東部医療センター (千種区)	山中 一弘	聴覚・平衡・音声言語・そしゃくの機能障害	平成25年 7月 1日
愛知県がんセンター中央病院 (千種区)	小森 康司	ぼうこう直腸・小腸の機能障害	
愛知県がんセンター中央病院 (千種区)	木下 敬史	ぼうこう直腸の機能障害	
大幸砂田橋クリニック (東区)	飯田 俊郎	腎臓の機能障害	
大幸砂田橋クリニック (東区)	吉崎 重仁	腎臓の機能障害	
名古屋ハートセンター (東区)	金 純	心臓の機能障害	
名古屋ハートセンター (東区)	大場 泰洋	心臓の機能障害	
名古屋ハートセンター (東区)	木村 有成	心臓の機能障害	

しらかべ耳鼻科・小児科 (東区)	多賀谷 満彦	聴覚・平衡・音声言語・そしゃくの機能障害
総合上飯田第一病院 (北区)	大曾根 大典	視覚の機能障害
総合上飯田第一病院 (北区)	岡本 理絵	心臓の機能障害
名古屋市立西部医療センター (北区)	菅 憲広	腎臓の機能障害
名古屋市立西部医療センター (北区)	鈴木 信吉	腎臓の機能障害
名古屋市立西部医療センター (北区)	佐藤 陽子	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋市立西部医療センター (北区)	小林 悟	肢体不自由
名古屋市立西部医療センター (北区)	伊藤 祐也	視覚の機能障害
名古屋市立西部医療センター (北区)	平野 敦之	肝臓の機能障害
名古屋市立西部医療センター (北区)	西野 智子	聴覚・平衡・音声言語・そしゃくの機能障害
名古屋市立西部医療センター (北区)	長縄 康浩	ぼうこう直腸の機能障害
名古屋市立西部医療センター (北区)	杉浦 弘典	ぼうこう直腸の機能障害
天野記念クリニック (西区)	普天間 新生	腎臓の機能障害

天野記念クリニック (西区)	依馬 弘忠	腎臓の機能障害
横井整形外科 (西区)	横井 政秀	肢体不自由
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	平野 健一	肢体不自由
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	北村 久美 子	肢体不自由
増子記念病院 (中村区)	小竹 克博	ぼうこう直腸の機能 障害
偕行会城西病院 (中村区)	高山 恭子	肢体不自由
名古屋セントラル病院 (中村区)	鬼頭 哲太 郎	心臓の機能障害
名城病院 (中区)	鈴木 秀昭	ぼうこう直腸・小腸 の機能障害
名古屋大学医学部附属病 院 (昭和区)	中村 友彦	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病 院 (昭和区)	谷口 哲郎	呼吸器の機能障害
名古屋大学医学部附属病 院 (昭和区)	飯島 正博	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病 院 (昭和区)	勝野 雅央	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病 院 (昭和区)	伊藤 瑞規	肢体不自由

名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	加藤 規利	腎臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	勝野 敬之	腎臓の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	加藤 正大	聴覚の機能障害
聖霊病院 (昭和区)	堀江 裕美 子	肢体不自由
メドック健康クリニック (昭和区)	青山 効司	肢体不自由
坂文種報徳會病院 (中川区)	荒川 敏	ぼうこう直腸・小腸 の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	中嶋 貴	腎臓の機能障害
名古屋共立病院 (中川区)	関井 浩義	心臓の機能障害
大塚整形外科 (中川区)	大塚 明世	肢体不自由
八田整形外科クリニック (中川区)	橘 成志	肢体不自由
中部労災病院 (港区)	坂口 憲史	ぼうこう直腸・小腸 の機能障害
あずまりハビリテーション病院 (港区)	野村 昌代	肢体不自由・音声言語・そしゃくの機能 障害
善常会リハビリテーション病院 (南区)	田中 とも み	肢体不自由・音声言語・そしゃくの機能 障害

はせがわ整形外科 (守山区)	長谷川 貴 雄	肢体不自由
白沢眼科 (守山区)	梅村 充史	視覚の機能障害
おけはざまクリニック (緑区)	山下 満	心臓の機能障害
名古屋記念病院 (天白区)	宮崎 幹規	呼吸器の機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 460号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成25年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 しあわせあつ くん	ヘルパーステ ーション大喜	名古屋市瑞穂区 大喜町 4丁目27 番地	平成25年 8月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社L i n k	ヘルパーステ ーション幸の 芽	名古屋市中川区 松ノ木町 1丁目 59番地の 2	平成25年 8月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社安井 接骨院	さくら・介護 ステーション やすい	名古屋市中川区 打中二丁目 269 番地	平成25年 8月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
大山建設株式 会社	訪問介護ステ ーションこは る	名古屋市中川区 島井町1001番地 の 2	平成25年 8月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
合同会社玉城	ヘルパーステ ーション礼	名古屋市守山区 八剣二丁目1515 番地	平成25年 8月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護

株式会社フロ イデ	フロイデ訪問 介護事業所	名古屋市守山区 新城21番 3号	平成25年 8月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社山本 薬品	さくら・介護 ステーション 開陽	名古屋市名東区 新宿一丁目 142 番地	平成25年 8月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
合同会社アリ スの森	アリスケアサ ービス	名古屋市天白区 平針一丁目2101 番地	平成25年 8月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社キュ ート	ヘルパーステ ーションさく らんぼ	名古屋市天白区 植田本町一丁目 101番地	平成25年 8月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社ナー スコール地域 振興ケアコム	ナーズコール 緩和ケアセン ター	名古屋市東区徳 川一丁目 511番	平成25年 8月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社スマ イル	訪問看護ステ ーションスマ イル	名古屋市昭和区 桜山町 2丁目48 番地の 1	平成25年 8月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社アリ スの森	アリスナーズ ステーション	名古屋市天白区 平針一丁目2101 番地	平成25年 8月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社D I P P S	ホームケアセ ンターサニー ズ	名古屋市千種区 西崎町 1丁目63 番地の 1	平成25年 8月 1日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社笑楽	通所介護笑楽	名古屋市中村区 宿跡町 2丁目80 番地	平成25年 8月 1日	通所介護 介護予防通所介護
ポプラケア合 同会社	ポプラケアデ イサービス	名古屋市瑞穂区 船原町 6丁目38 番地	平成25年 8月 1日	通所介護 介護予防通所介護
有限会社ウェ	ベントスリハ	名古屋市緑区鳴	平成25年	通所介護

ルビーイング	ビリデイサー ビス山下	海町字山下 101 番地の11	8月 1日	介護予防通所介護
有限会社天禄 亭	デイサービス くるる	名古屋市緑区大 高町字鷺津 116 番地	平成25年 8月 1日	通所介護 介護予防通所介護
株式会社光華 の杜	レインボーテ ィアラ光華の 杜	名古屋市天白区 土原二丁目 141 番地の 3	平成25年 8月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 461号

指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第79条第 1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成25年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ナー スクール地域 振興ケアコム	居宅介護支援事 業所道しるべ	名古屋市東区徳 川一丁目 511番	平成25年 8月 1日	居宅介護支援
合同会社ピー スケア	居宅介護支援ピ ースケア	名古屋市北区志 賀本通 1丁目21 番地	平成25年 8月 1日	居宅介護支援
株式会社笑楽	居宅介護支援事 業所咲楽	名古屋市中村区 宿跡町 2丁目80 番地	平成25年 8月 1日	居宅介護支援
合同会社 J COMMAN DER	居宅介護支援事 業所神無	名古屋市守山区 川北町 178番地	平成25年 8月 1日	居宅介護支援
合同会社 Y M E Y	しあわせ生活居 宅介護支援事業 所	名古屋市守山区 小幡中一丁目18 番12号	平成25年 8月 1日	居宅介護支援
株式会社 Y O U	ケアプランセン ターあいらす	名古屋市守山区 竜泉寺一丁目	平成25年 8月 1日	居宅介護支援

		919番地		
医療法人なる み会	なるみ会ケアプ ランセンター	名古屋市緑区細 口一丁目 210番 地	平成25年 8月 1日	居宅介護支援
合同会社たけ うち	桃の花居宅介護 支援事業所	名古屋市緑区桃 山三丁目 618番 地	平成25年 8月 1日	居宅介護支援
株式会社エス ケイサービス	ファミリーケア 大高ケアプラン センター	名古屋市緑区大 高町字下塩田31 番地の 1	平成25年 8月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 462号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更します。

平成25年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

日光川公園駐車場

2 変更内容

平成25年 9月15日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時から午後 4時30分まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第463号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成25年8月23日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成25年8月23日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更及び供用開始

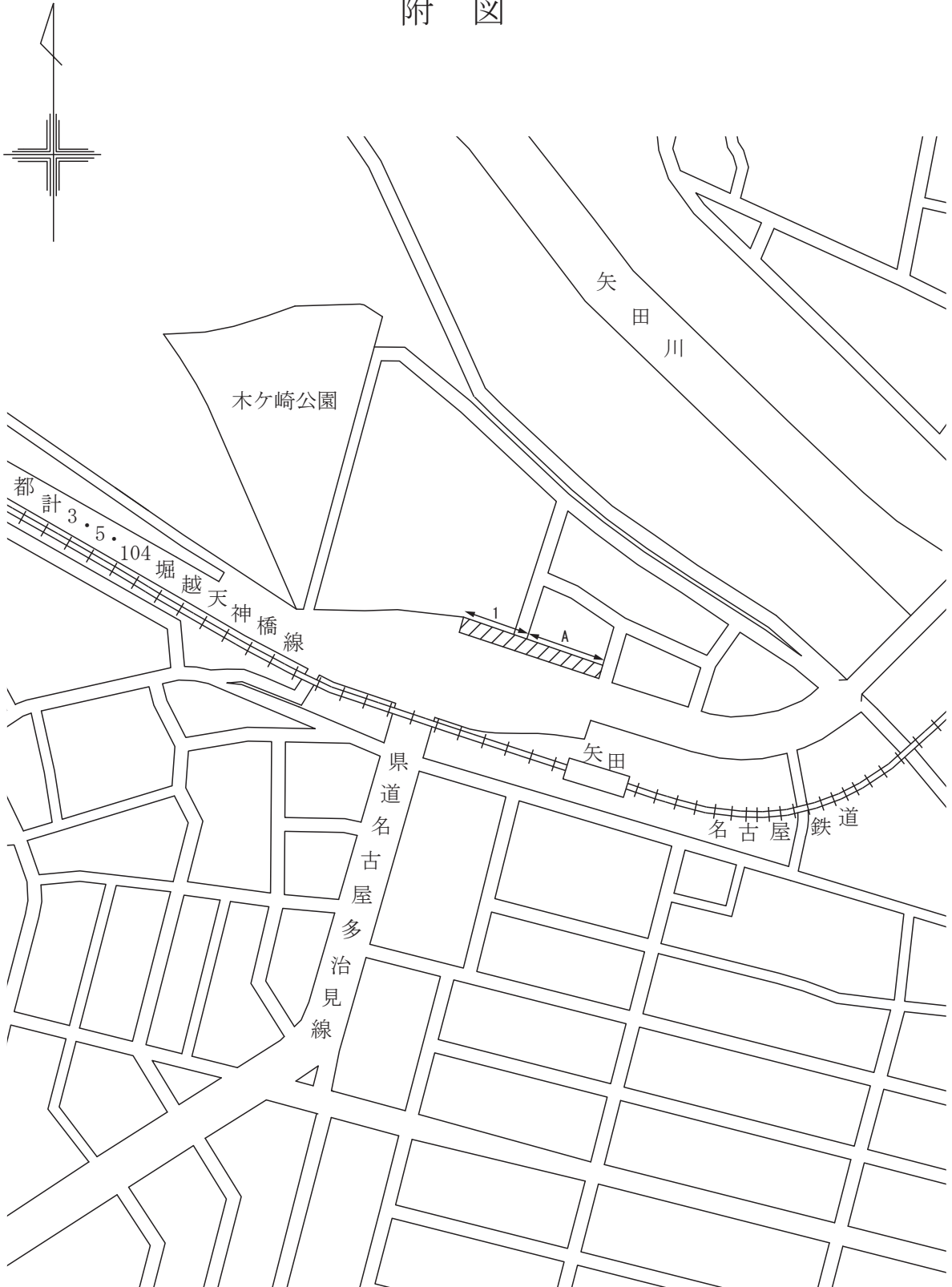
道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域				摘要
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル	幅員 メートル	
県道	A	名古屋多治見線	名古屋市東区矢田三丁目1701番の1地先から	前	0.050	35.17 ～ 47.03	附 図
			名古屋市東区矢田三丁目1703番地先まで	後	0.050	42.76 ～ 55.61	
	A	名古屋瀬戸線	名古屋市東区矢田三丁目1701番の1地先から	前	0.050	35.17 ～ 47.03	
			名古屋市東区矢田三丁目1703番地先まで	後	0.050	42.76 ～ 55.61	

2 道路の供用開始

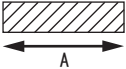
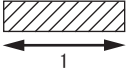
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
県道	1	名古屋多治見線	名古屋市東区矢田三丁目1602番地先から 名古屋市東区矢田三丁目1701番の1地先まで	附 図
	1	名古屋瀬戸線	名古屋市東区矢田三丁目1602番地先から 名古屋市東区矢田三丁目1701番の1地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

- 
区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分
- 
道路の供用を開始する部分

平成25年監査公表第6号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年8月21日

名古屋市監査委員	中	田	ちづこ
同	小	林	祥子
同	鈴	木	邦尚
同	久	野	峯一

平成 23 年監査公表第 3 号関係分（平成 23 年 3 月 25 日公表）

市民経済局・財政局（工事）

（平成 25 年 6 月 30 日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(1)	<p>定期点検の結果に基づき施設を改善すべきもの</p> <p>建築基準法及び消防法では、施設管理者等は建築物等を定期的に点検し、この点検結果を基に必要な修繕を行い、法令に適合した状態に維持管理するよう定められている。</p> <p>当局は「中央卸売市場本場特殊建築物等定期点検委託」及び「工業研究所施設管理業務委託」により、建築物等の定期点検業務を行っていた。その点検結果報告書の内容について調査したところ、防火扉や煙感知器の動作不良、非常用照明設備のバッテリーの劣化など、多くの防災設備において、法令に適合していない旨の指摘がなされていた。これらの防災設備について、過年度の報告書も併せて調査したところ、一部を除き毎年同様の不具合を指摘されていたが、その後においても改修は行われておらず、法令に適合しない状態が複数年にわたって放置されていた。</p> <p>法令に適合しない防災設備を放置し続けた場合、災害時に必要な防災機能が発揮されず、被害が拡大する恐れがある。施設の維持管理に当たっては、点検結果に基づき、綿密な改修計画を立て、必要な予算を確保した上で改修整備を進め、法令に適合した建築物となるよう改善されたい。</p> <p style="text-align: center;">（中央卸売市場本場管理課、 工業研究所総務課）</p>	<p>中央卸売市場本場につきましては、防火扉や非常用照明など、指摘された 70 件の改修を、平成 25 年 6 月までに順次実施し、すべての改修が完了しました。</p> <p>工業研究所につきましては、防火扉は平成 22 年 11 月、排煙窓は平成 23 年 6 月に修繕を終え、すべての改修が完了しました。</p> <p>なお、指摘事項や対応状況を平成 23 年 4 月 28 日付けの文書によって通知することで、局内全課に対して周知しました。</p>	措置済

平成 23 年監査公表第 5 号関係分（平成 23 年 6 月 24 日公表）

健康福祉局・区役所・財政局

（平成 25 年 6 月 30 日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
1(5) 前段 ア	<p>平成 12 年東海豪雨等に係る災害援護資金貸付金返還金における未収債権が適正に管理されていないものについて検討及び改善すべきもの</p> <p>本市では、名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、災害により被害を受けた者に対し、住居や家財の被害の程度により貸付限度額を設定し、災害援護資金の貸付けを行っている。</p> <p>最近の主な貸付事例として、平成 12 年 9 月に発生した東海豪雨によるものがあり、全市で 1,149 件、16 億 6,069 万円の貸付けをしている。平成 22 年 12 月末現在の未収金の状況は以下のとおりであり、5 億 7,904 万円が未収となっている。</p> <p>平成 21、22 年度における東海豪雨等に係る災害援護資金貸付金の債権管理の状況について、今回の監査対象である 8 区役所（千種・北・中村・昭和・熱田・港・守山・名東区）を調査したところ、以下のような未収債権の適正な管理を怠るものが見受けられた。</p> <p>なお、イ(エ)の事例のうち、熱田区民生子ども課で見受けられたものについては、調査の後、償還台帳に督促状況の記録がされ、必要な措置が講じられた。</p> <p>ア 調定事務に関するもの</p> <p>調定とは、「調査決定」即ち法令又は契約に基づいて生じた市の債権について、その権利の内容（納入義務者・金額・納期限等）を具体的に調査確認し決定する内部的意思決定の行為である。</p> <p>災害援護資金貸付金の償還は、償還期間 10 年で原則半年賦償還であ</p>		

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>り、納期の到来ごとに調定を行い、借受人に貸付金の返還請求を行うこととされている。</p> <p>(ア) 一度も調定を行わず、返還請求をしていないもの （中村区民生子ども課）</p> <p>(イ) 償還期間の途中から調定を行わず、返済請求をしていないもの （中村区・昭和区民生子ども課）</p> <p>(ウ) 貸付額以上の調定を行い、過大な返還請求をしているもの （中村区民生子ども課）</p>	<p>(イ) すべての調定を実施いたしました。 （中村区民生子ども課）</p> <p>※(イ)のうち昭和区民生子ども課は既に措置済みである。</p> <p>※(ウ)は既に措置済みである。</p>	措置済

平成 24 年監査公表第 5 号関係分（平成 24 年 6 月 19 日公表）

緑政土木局・農業委員会事務局・財政局

（平成 25 年 6 月 30 日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
5(1)	<p>公的医療保険の被保険者に対して国家賠償法に基づく損害賠償を行うに当たり、第三者行為届出の案内を行うよう検討及び改善すべきもの</p> <p>緑政土木局が管理する道路等の公の営造物の設置又は管理に瑕疵により、他人に損害が生じたときは、名古屋市（緑政土木局）は不法行為責任を負い、国家賠償法に基づいて被害者へ損害賠償を行うこととなる。</p> <p>この場合、損害に起因する傷病の治療費について、公的医療保険からの保険給付が行われ、被害者が保険者への届出（第三者行為届出）を行った場合には、名古屋市は保険者からの請求に基づいて、保険者に対して損害賠償金の支払を行うこととなる。</p> <p>名古屋市から保険者に対して損害賠償金の支払がなされるに当たってのフロー図は、以下の図 1 のとおりである。</p> <p>（図 1 省略）</p> <p>損害賠償を行った事例の支出関係書類を確認したところ、被害者が公的医療保険の加入者であって、治療費について保険者からの保険給付が行われている場合において、緑政土木局から保険者に対して損害賠償金の支払が行われていない事例が見受けられた。</p> <p>この要因としては、被害者が保険給付を受けた場合には、公的医療保険の保険者への第三者行為届出義務が生ずることについて、不法行為責任を負う名古屋市から被害者に対して伝達が行われていないことが考えられる。</p> <p>損害賠償金について、結果として公的医療保険が負担する形になるのは、負担の公平性の観点からは是認できるものではないため、保険者への第三者</p>	<p>当局は、今年度より道路賠償責任保険に加入しました。</p> <p>また、平成 25 年 4 月の道路管理瑕疵事故に関する説明会において、公的医療保険の被保険者である事故の被害者に対し、保険者への第三者行為届出義務があることを伝達するよう、各土木事務所の担当者へ周知し改善を図りました。今後も定期的に説明会を実施する中で、周知徹底を図るような方策を検討してまいります。</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>行為届出義務があることを被害者に対して伝達するよう改善されたい。</p> <p>また、実際に被害者との間で示談交渉を行う土木事務所等の担当者が第三者行為届出に関する制度を理解し、事務処理を円滑に行えるように、要綱やマニュアルの整備を行うよう検討されたい。 (道路管理課)</p>		

平成 24 年監査公表第 5 号関係分（平成 24 年 6 月 19 日公表）

交通局（工事）

（平成 25 年 6 月 30 日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考																
4	<p>消防用設備の維持管理に当たり改善すべきもの</p> <p>消防法では、防火管理者は、消防用設備が火災時に正常に作動するよう定期的に点検し、維持管理することと定められている。</p> <p>当局は「消防用設備等の点検委託（交通局分）」において、地下鉄駅、変電所及び営業所等の施設について、消防法に基づく設備の点検委託を行っていた。その点検結果報告書には、一部の感知器について、「未点検」と記載されていた。</p> <p>当局に詳細な状況を確認したところ、次表に示した通り、換気機械室内にある送風機の稼働中は室内に入室できない、あるいは、高所に設置されている、などの理由により感知器の点検が行われていなかった。なお、浅間町駅及び矢場町駅の感知器については、少なくとも平成21年度から点検が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="316 1361 799 1984"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>未点検の数</th> <th>設置場所</th> <th>未点検の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上前津駅</td> <td>2</td> <td>換気機械室内</td> <td>送風機稼働中のため</td> </tr> <tr> <td>御器所ステーションビル</td> <td>1</td> <td>1階油庫</td> <td>高所に設置されているため</td> </tr> <tr> <td>中川営業所</td> <td>4</td> <td>整備場</td> <td>高所に設置されているため</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	未点検の数	設置場所	未点検の理由	上前津駅	2	換気機械室内	送風機稼働中のため	御器所ステーションビル	1	1階油庫	高所に設置されているため	中川営業所	4	整備場	高所に設置されているため	<p>感知器の未点検箇所は、全ての感知器について下記のとおり点検を実施しました。</p> <p>①上前津駅 平成 23 年 12 月 15 日に送風機を停止させて点検し、問題がないことを確認しました。</p> <p>②御器所ステーションビル 作業台等を設置し平成 23 年 11 月 29 日に点検し、問題がないことを確認しました。</p> <p>③中川営業所 作業台等を設置し平成 24 年 3 月 2 日に点検し、問題がないことを確認しました。</p> <p>④浅間町駅 点検作業用デッキを平成 25 年 2 月 28 日に設置し、平成 25 年 3 月 27 日に点検を行い、問題がないことを確認しました。</p> <p>⑤矢場町駅 ショーウインドウの管理者へ扉の開放や展示物の移動を依頼し、管理者立会いの元、平成 24 年 3 月 2 日に点検し、問題がないことを確認しました。</p> <p>⑥藤が丘工場 平成 23 年 11 月 16 日に深夜作業にて停電を行い点検し、問題がないことを確認しました。</p>	措置済
施設名称	未点検の数	設置場所	未点検の理由																
上前津駅	2	換気機械室内	送風機稼働中のため																
御器所ステーションビル	1	1階油庫	高所に設置されているため																
中川営業所	4	整備場	高所に設置されているため																

番号	指摘事項（監査結果）				措置状況	備考
	施設 名称	未点検 の数	設置 場所	未点検 の理由		
	浅間町 駅	2	パイプ シャフ ト内	高所に 設置さ れている ため		
	矢場町 駅	2	ショー ウイン ドケー ス内	ショー ウイン ドケー スが開 けられ ないた め		
	藤が丘 工場	3	配電室	高圧電 線が接 近して いるた め		
	<p>本件業務委託の契約上、感知器は、設置の状況や場所に関係なく、消防法に基づいて全数点検し、適正に維持しなければならない。特に、不特定多数の旅客が利用する地下鉄駅で、火災時に感知器が作動しなかった場合、大きな被害につながる恐れがある。</p> <p>このため、未点検の消防用設備については、危険が伴う点検箇所での安全対策等を講じた上で、法令に基づき、確実に点検を実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">（電気事務所）</p>					

平成 24 年監査公表第 8 号関係分（平成 24 年 9 月 11 日公表）

教育委員会・財政局（工事）

（平成 25 年 6 月 30 日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
4(1)	<p>仕様書や積算書の見直しを行うよう改善・注意すべきもの</p> <p>「平成 23 年度空調設備保全管理業務委託（高蔵小学校始め 18 校）」では、点検対象機器の数量が、現地、仕様書、積算書でそれぞれ異なっていた。そのため、本件委託の積算は、現地の数量に合わせた正しい積算に比べて機器点検費が過大となっていた。数量が異なっている原因について確認したところ、仕様書については、機器更新などによる数量変更の情報が正確に引き継がれておらず、見直しが正確に行われていなかった。また、積算書については、仕様書の数量によることなく過去の積算書の数量を参考に積算していたが、仕様書と積算書で点検対象機器の数量のまとめ方が異なり照合しづらい状況であったため、積算書の数量が誤っていることに気付いていなかった。</p> <p>現地に沿った仕様書を作成し、その仕様書に基づいて積算を行うことは、発注業務において、最も基本的な事項の一つである。そのため、毎年度発注されている本件委託について、機器更新などによる毎年の数量変化が適切に反映されるような方策を講じた上で、仕様書の点検対象機器の数量が、現地と整合の取れたものとなるよう改善し、その仕様書に基づいて積算されたい。また、他の業務委託においても、現地、仕様書、積算書がそれぞれ整合していることを確認し、今後同様の事例がないよう注意されたい。</p> <p>（学校整備課）</p>	<p>平成 25 年度の仕様書の点検対象機器の数量について、前年度の点検結果をもとに見直し、修正しました。</p> <p>また、積算書と仕様書で数量のまとめ方をそろえるため、機器名称の記載についても見直し、修正しました。</p> <p>今後も仕様書、積算書が現地と整合するよう注意します。</p>	措置済
4(2)	<p>業務委託の集約化に向けた取り組みを</p>	業務委託の集約による契約事務の効	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>検討すべきもの</p> <p>当局においては、限られた財源を有効に活用して事務を進めていくために、物品の一括調達を行うなどにより事務の効率化やコスト縮減に取り組んでいる。</p> <p>学校の樹木せん定業務委託の契約方法を調査したところ、せん定期の計画及び実施が各学校に任されていたため、学校を跨ぐ横断的な業務の集約がなされておらず、学校毎に見積書を徴取し各々随意契約を行っていた。</p> <p>樹木せん定業務委託については、業務内容が類似しているため、複数校のせん定樹木の箇所、大きさ及びせん定期などの情報を把握することにより、その業務をまとめて発注することが可能であると考えられる。業務委託を集約することで契約事務の効率化が図られる上、契約規模拡大によるコスト縮減が期待できる。今後、樹木せん定業務委託の集約化に向けた取り組みを検討されたい。（学事課）</p>	<p>率化及びコスト縮減を図るため、学校の樹木せん定業務の集約化について検討した結果、同時期にせん定業務を行う近隣二校の業務を集約し、一括して発注することとして経費の削減を図りました。今後も、同様の場合について、せん定業務の集約を行うこととします。</p>	

平成 24 年監査公表第 8 号関係分（平成 24 年 9 月 11 日公表）

病院局

（平成 25 年 6 月 30 日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
2(2)	<p>保証金の会計処理について検討すべきもの</p> <p>病院局では、看護師宿舎として民間アパートを借り上げており、その契約時には保証金を支払っているものもある。</p> <p>この事務について調査したところ、契約時に費用として一括処理されていた。</p> <p>保証金については契約期間中は賃貸人に預けているものであり、退去時に精算されるものであるから、企業会計原則に照らして会計処理をされるよう検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（経理課）</p>	<p>平成 25 年度からアパートの新規借上を廃止したため、今後、保証金の支払は生じないこととなりました。</p>	措置済
3(2)	<p>産業廃棄物処理の契約内容について検討すべきもの</p> <p>産業廃棄物の処理については、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一つの業者が収集運搬の許可と処分の許可の両方を得ている場合を除き、収集運搬と処分はそれぞれの許可を持つ者とそれぞれ契約しなければならないとされている。</p> <p>西部医療センターでの産業廃棄物の処理委託契約のうち、収集・運搬と処分について、別々の業者とそれぞれ委託契約を締結している事例において、委託料の支払いを直接、処分を行う業者に行わず、収集運搬業者に処分委託の委託料を含めた金額を支払い、収集運搬業者を通じて処分業者に委託料を支払っていた事例が見受けられた。</p> <p>この契約書について調査したところ、処分の契約書には委託料は収集運搬業者に対して請求する旨の記載があったが、収集運搬の契約書には処分業者への委託料の支払いに関しては記載がなかった。</p> <p>それぞれの委託業者に、確実に委託料が支払われるよう契約内容を検討された</p>	<p>平成 24 年 12 月 28 日付で変更契約書を取り交わし、平成 25 年 1 月から、それぞれの委託業者に、確実に委託料が支払われるよう、契約内容を変更しました。</p>	措置済

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	い。 （西部医療センター）		

平成25年外部監査公表第3号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき市長等から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年8月21日

名古屋市監査委員	中 田 ちづこ
同	小 林 祥 子
同	鈴 木 邦 尚
同	久 野 峯 一

平成 25 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 25 年 2 月 12 日公表）

健康福祉局

（平成 25 年 6 月 30 日現在状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
<p>第 4 4 (10) ア</p>	<p>償還指導補助金は精算の見直しを含めあり方の再検討を求める（市に対する指摘）</p> <p>本件緊急小口資金貸付の制度は、市の意向を受けて市社協が行うようになった福祉資金貸付であり、回収が難しい貸付であることは当然である。したがって、不納欠損（貸倒）となった場合に、市が補助金を交付する必要性は、今後も失われない。</p> <p>しかし、償還事務費に対する補助は、上記において検討したように、償還事務と関連性が極めて薄い事務費のために使用されていた。年間に 2 日しかリース車両を必要とする償還指導が行われた形跡がないのに、12 か月分の車両リース料 21 万 6000 円やガソリン代が市の負担となっていたという監査結果をはじめ、(9) で具体的に指摘した科目は極端な例であるが、それ以外の科目を見ても、実際に行われた償還事務に対して過大な補助金が交付されてきた。</p> <p>そこで、償還指導事務費に対する補助金は、より正確かつ厳密な精算手続きを行うとともに、より効率的な事務の執行に努めるよう、改善することを求める。</p> <p>また、既に行った補助金の精算については、名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進事業費等補助金交付要綱 10 条 2 項に定める関係書類の保存期間 5 年間にかかわらず、市における保管資料も含めて可能な限り過去に遡り、見直しをされたい。そして、精算が未了と判断された金額については、市から市社協に対して返還を求めるべきである。</p> <p>なお、補助金交付決定の法的性質については諸説ありうると考えるが、これを「行政処分」に該当すると解すると、補助金返還請求権も公法上の債権であって</p>	<p>償還指導事務費に対する補助金のより正確かつ厳密な精算については、平成 19 年度～23 年度の 5 年間分の経費を各科目ごとに算出し直し、その積算額が既補助金交付額を下回る場合、その差額を返納するよう再精算を行いました。（平成 25 年 3 月 29 日実施）</p> <p>平成 24 年度については、平成 25 年 4 月 1 日に同様の方法で精算を行いました。今後も同様の方法で正確かつ厳密な精算を行ってまいります。</p> <p>また、監査人からは、「関係書類の保存期間 5 年間にかかわらず、市における保管資料も含めて可能な限り過去に遡り、見直しをされたい。」との指摘を受けて、平成 18 年度以前の再精算についても検討しましたが、補助事業にかかる経費を明らかにした書類や帳簿が保管されていない期間について、正確かつ厳密な精算手続きを行うことは実質的に不可能であることから、補助金交付要綱上の関係書類保存期間である 5 年を対象期間としました。</p>	<p>措置済</p>

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>5年で時効消滅するという解釈が論理的帰結となる。但し、時効の起算点は交付決定の時ではなく、民法166条の準用により（地方自治法236条3項）、「権利を行使することができる時から進行する」ので、現在存在する返還請求権が、消滅時効にかからないよう、速やかに返還請求の手续を行うべきである。</p>		

平成 24 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 24 年 2 月 10 日公表）

子ども青少年局

（平成 25 年 6 月 30 日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
<p>第 3 Ⅲ4 (2)①</p>	<p>【水主町どんぐりひろば】 地下埋設物の調査について</p> <p>有効活用を図るためには、当該土地の正味の売却価額を明らかにする必要がある、その正味の売却価額は、通常の土地の売価から地下埋設物の撤去費用を控除した金額となる。</p> <p>そして、他局を含め活用方法が存在するとして、その活用方法によって得られる効用が、当該土地の売却のためのコストを控除した正味の売却価額に見合ったものである必要がある。いくら活用方法があっても、正味の売却価額を上回る効用がなければ、売却を行って得られる対価により、この活用方法に見合った土地を取得した方が有利となるからである。売却と貸付の経済性を比較するにあたって、正味の売却価額と貸付料を比較して検討を行うことになる。</p> <p>また、地下埋設物の状況を把握しないことには、その撤去費用の算定を行うこともできないため、正味の売却金額の算定もできず、結果的に当該土地の有効活用を図ることができないこととなる。</p> <p>したがって、地下埋設物の調査にコストが発生するとしても、当該調査を行い、地下埋設物の状況及び撤去費用を把握すべきである。</p> <p>予算等の都合により、短期的に調査の実施が困難ということであれば、一定の年限を決めて調査を実施し、それまでは現状の暫定利用を継続することが適切と考える。</p>	<p>当該土地における地下埋設物の状況および撤去費用の調査が昨年度末に完了したため、地下埋設物を撤去し売却の手続きを行う予定です。</p>	<p>措置済</p>

平成 24 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 24 年 2 月 10 日公表）

緑政土木局

（平成 25 年 6 月 30 日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
第 3 III15 (2)①	<p>【処分予定（守山区守山二丁目）】 暫定利用について</p> <p>事業残地として取得した土地を、代替地として利用することに異論はないが、短期的な貸付を行う制度はあるとはいえ、平成 9 年に取得し、更地のままにも利用せずにいたことは適切な対応であったとは思われない。現在、代替地としての利用を考えている小幡西山線は、これから事業着手することであるが、結果として長期間、暫定利用を行うことができたといえる。</p> <p>今後は、当該土地のように利用計画がある場合であっても、実際に計画が開始されるまでに、暫定利用できるような期間が想定されるのであれば、暫定利用を図るべきである。</p>	<p>平成 25 年度に事業化する小幡西山線の地権者の要望等を聞きながら適正な面積に分筆して、代替地要望に応じていきたいと考えています。</p>	<p>措置済</p>

平成 24 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 24 年 2 月 10 日公表）

上下水道局

（平成 25 年 6 月 30 日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
<p>第 3 Ⅲ21 (2)①</p>	<p>業者選定について この駐車場管理業者選定に際し、特に経済性の検討は行われていない。 たしかに、上下水道局の業務を良く理解している総合サービスが管理運営することで事業上の需要が発生した場合に機動的な対応ができる等の利点はあるものの、駐車場の管理運営業務自体には特殊性はないと判断する。 現在、行政財産の目的外使用許可という形式を取っているため、普通財産の貸付の原則である入札等の競争性のある業者選定がなされていない。目的外使用許可は、申請に対して許可を与えるものであるため、そもそも競争性が働く余地がない。 目的外使用許可としているのは、上下水道工事を行うため臨時の残土置場等が必要となることが想定されることから、目的外使用許可の途中であっても、公共目的の使用のために市に戻すことを可能とするためとのことである。また、これに加えて、目的外使用許可は最長で 1 年であり、これを更新することは可能であるものの、この駐車場の管理運営業務は継続期間の見込みが立たないことから、実際に業者を公募しても、応募する業者が見込めないことを理由に、総合サービスに目的外使用許可をしているとのことであった。 しかしながら、目的利用されない土地が発生し、これを外部に貸付(目的外使用許可含む)を行う場合、用途廃止して普通財産とした場合には、原則として入札等の競争性のある業者選定が必要となるが、用途廃止を行わず行政財産のままとした場合、実質的には貸付と同様にも関わらず目的外使用許可を毎年度更新することに、特定の業者と契約を継続するこ</p>	<p>競争性のある業者を選定するため、一般競争入札を行うこととし、平成 25 年 2 月 6 日付で駐車場運営者募集を公告しました。 なお、受付期間の平成 25 年 3 月 11 日までには、応募者がありませんでした。貸付条件を見直し、平成 25 年 4 月 3 日付で再度入札公告しましたが、受付期間の平成 25 年 4 月 26 日までには、応募者がありませんでした。</p>	<p>措置済</p>

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>とが可能である。また、実質面を考慮しても、行政財産の目的外使用許可という特殊性を理解する必要があるが、その特殊性は難解なものではなく説明を行えば、理解できないほどのものではないと考えられる。さらに、公募しても応募する業者はいないのであるが、実際に入札等の競争性のある業者選定を行ったことはない。入札業者がないということを確認するためにも、一度、標準的な駐車場で試験的に競争性のある業者選定を実施されたい。</p> <p>なお、現在の管理運営費にあたる金額については、駐車料金の25%に設定されているが、これは東京都等のケースを参考にしたものである。管理の範囲にもよるので一概にはいえないが、一般に、管理運営費は5～10%程度と思われる。競争性のある業者選定ができないのであれば、駐車場の用地を有効活用するためには、駐車場の管理運営について、民間業者のヒアリングなど市場動向の反映による適正な管理料率を設定し、管理運営に係るコスト縮減することが必要である。</p>		

平成 24 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 24 年 2 月 10 日公表）

教育委員会事務局

（平成 25 年 6 月 30 日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
<p>第 5 Ⅲ1 (3)②</p>	<p>空き教室の利用方針について 空き教室の利用について、名古屋市としての方針は特に定められておらず、空き教室をどのように使用するかは、各小学校の判断に委ねられているのが実態である。空き教室の利用について、各小学校の判断に委ねられていることは、各小学校の実情に応じた利用が図られるというメリットがあるが、一方で、適切な利用がされないために、空き教室が有効に活用されないおそれがある。また、空き教室の使用方法について、学校に全ての判断を委ねているため、活用方法の検討が、学校施設として使用する範囲にとどまっており、資産の有効活用の観点からは、学校施設以外の活用も考慮すべきである。例えば、視察を行った宝小学校には、消防局の備蓄倉庫が校庭内に設置してあったが、空き教室を備蓄倉庫として利用すればコストを下げることができたと考えられる。 以上より、空き教室を学校施設やそれ以外の施設を問わず幅広い方法で利用することができるように、教育委員会のみではなく、名古屋市全体で空き教室の活用ができるような利用方針を定めるべきである。</p>	<p>余裕教室の利用方針については、余裕教室の実態を正確に把握することが議論の前提になることから、余裕教室の実態を正確に把握するための調査を行いました。 また、調査結果をもとに、教育委員会として、余裕教室活用についての基本的な考え方、学校教育以外に活用するにあたっての留意点、学校教育のために使用する余裕教室等について整理しました。 今後は、全庁的な会議である保有資産の有効活用促進会議において、各局から余裕教室の活用ニーズを募り、課題の整理を行った上で、公有財産運用協議会で全庁的な利用調整を行い、利用方針を決定していきます。 また、特別支援学校の狭隘化対策として、一つの小学校の余裕教室を活用し、養護学校の分校を開設します。</p>	<p>措置済</p>

平成 24 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 24 年 2 月 10 日公表）

緑政土木局

（平成 25 年 6 月 30 日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
<p>第 6 V1 (2)</p>	<p>【千種土木事務所西側隣接地】 神田寮敷地は駅が至近にあり、繁華街も近いことから利便性が高く、市場価値も高い土地であることから、市は愛知県警察に対して、神田寮敷地の返還について協議を行ってきた。しかし、覚書を締結した平成 7 年から 16 年が経過しているが、現在も愛知県警察から神田寮の敷地が返還される具体的な予定はないとされている。</p> <p>一方、千種土木事務所西側隣接地も、幹線道路に面しており、地下鉄星ヶ丘駅からも近いことから利便性が高く、市場価値も高い土地である。しかし、覚書の存在により、千種土木事務所の資材置場及び水防用土嚢置場並びに道路利活用課東部方面測量事務所の駐車場として暫定利用されている。千種土木事務所西側隣接地に係る経過をみると、一時的な利用としてはあまりにも長期間にわたっており、有効活用の観点から問題である。</p> <p>公有財産の有効活用の観点からは、原則としてまず長期的な視点に立って利用範囲を限定しない方法から最良の活用方法を選択することを検討すべきであり、それができない場合に限り、一時的な利用方法の中から選択された暫定利用について検討すべきである。さらに、暫定利用はあくまでも一時的な利用にとどまることから、本来であれば速やかに本格的な有効活用に移行すべきものである。</p> <p>したがって、まず、千種土木事務所西側隣接地について、暫定的な利用に限定されない有効利用の検討を行うべきである。そして、その結果や神田寮敷地の返還の可能性、神田寮敷地返還後の土地の有効活用方法を踏まえて、今後も神田寮の移転を前提として暫定的に利用し、神田寮敷地が返還されるのを待つべきか、</p>	<p>千種土木事務所西側隣接地につきましては、暫定的に利用することとし、名古屋市有地及び一般競争入札方式による売払及び貸付事務取扱に基づき、平成 25 年第 1 回市有地等貸付（一般競争入札）に付しました。</p> <p>入札は、平成 25 年 7 月 25 日に実施、平成 25 年 8 月に応札者との賃貸借契約締結を予定しております。</p>	<p>措置済</p>

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>それとも、神田寮の移転自体について見直し、千種土木事務所西側隣接地の他の利用を計るべきかを判断すべきである。</p>		

平成 23 年外部監査公表第 1 号関係分（平成 23 年 2 月 2 日公表）

市民経済局

（平成 25 年 6 月 30 日現在の状況）

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考																								
5(2) ①	<p>予定価格について</p> <p>名古屋市子どものための巡回劇場実施要綱（以下、実施要綱という）によると、市は公演経費と鑑賞料金収入の差額を負担することとなっているが、現状は鑑賞料金収入と市の負担金だけでは公演経費を賄いきれず、不足分については実施者（公演者）が団体負担金として負担している団体が多い。</p> <p>平成 21 年度における団体負担金額上位 3 団体（8 団体のうち）の収支状況は以下の通りである。</p> <p>（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="300 1012 788 1458"> <thead> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入場料収入</td> <td>940</td> <td>1,552</td> <td>548</td> </tr> <tr> <td>名古屋市負担金</td> <td>1,000</td> <td>2,350</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>団体負担金</td> <td>3,412</td> <td>1,693</td> <td>774</td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td>5,352</td> <td>5,595</td> <td>2,422</td> </tr> <tr> <td>支出額合計</td> <td>5,352</td> <td>5,595</td> <td>2,422</td> </tr> </tbody> </table> <p>実施要綱において、入場料は大人 800 円、子ども（中学生以下。ただし 3 歳未満は無料）500 円と定められている。これは、ヒアリングによると、巡回劇場は各区の文化小劇場を中心に行われているが、文化小劇場を設置していない区（中区、昭和区、瑞穂区）では、区役所講堂を利用しており、講堂の使用規則において入場料の上限が 800 円と決められていることによる。平成 9 年度以降入場料の値上げを行っておらず、公演経費の赤字分については実施者が負担せざるを得ない状況となっているのである。</p> <p>このような負担が続くと、実施者は資金</p>		A	B	C	入場料収入	940	1,552	548	名古屋市負担金	1,000	2,350	1,100	団体負担金	3,412	1,693	774	収入合計	5,352	5,595	2,422	支出額合計	5,352	5,595	2,422	<p>市の負担金を増額することは、財政事情から困難な状況であり、今後も予算確保に努力してまいります。</p> <p>一方、この鑑賞事業は実演団体に活動発表の場を提供する面もあり、その趣旨をご理解いただき、ご負担をお願いしているところであります。</p> <p>また、区役所講堂会場を含む全会場での入場料同一料金制を導入している観点から、大人の入場料金の値上げを行うことは、難しいのが現状です。</p> <p>なお、平成 22 年度から実行委員会による事業運営を開始し、事業の質向上や長期継続化を図り、24 年度においても 8 団体に負担金を交付してまいります。</p>	措置済
	A	B	C																								
入場料収入	940	1,552	548																								
名古屋市負担金	1,000	2,350	1,100																								
団体負担金	3,412	1,693	774																								
収入合計	5,352	5,595	2,422																								
支出額合計	5,352	5,595	2,422																								

番号	指摘事項（監査結果）	措置状況	備考
	<p>的な問題から公演を辞退せざるを得ず、公演者が資金力を有する者に限られる可能性があり、また、公演においては芸術性より採算性を重視せざるを得えない状態を招きかねない。</p> <p>子ども（児童・幼児）の生活環境の中に、芸術を楽しむ機会を充実し、成長期における豊かな創造性の涵養に資することにより、名古屋市の芸術文化の普及・向上に寄与するという事業の目的を達成するには、子どもたちに対し、より芸術性の高い作品に触れる機会を長期継続的に提供する必要がある。</p> <p>そのためには、市の負担金を増額するか、実施要綱を改正し、大人の入場料を見直すことで団体負担金に頼らない事業の運営を行う必要があると考える。</p>		

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年 8月21日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 松坂屋・エンゼルビル・栄ガスビル
 名古屋市中区栄三丁目1601番 外24筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	株大丸松坂屋百貨店	代表取締役 山本 良一	東京都江東区木場二丁目18番11号	変更なし	代表取締役 好本 達也	変更なし	平成25年4月1日
2	東宝(株)	代表取締役 高井 英幸	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号	変更なし	代表取締役 島谷 能成	変更なし	平成23年5月26日
3	東邦不動産(株)	代表取締役 鷺坂 正	名古屋市熱田区桜田町19番18号	変更なし	代表取締役 山崎 正美	変更なし	平成23年6月28日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	

1	(株)大丸松坂屋百貨店	代表取締役 山本 良一	東京都江東区木場二丁目18番11号	変更なし	代表取締役 好本 達也	変更なし	平成25年4月1日
2	ハーモニー補聴器(株)	代表取締役 志賀 隆	東京都墨田区堤通一丁目19番 1号	アクティブヒアリング(株)	代表取締役 前地 尊之	変更なし	平成24年6月1日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者の変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、代表者の変更のため
- (3) No. 2の小売業者については、名称及び代表者の変更のため

5 届出の日

平成25年 7月25日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成25年 8月21日から平成25年12月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- ### 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成25年12月24日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン南陽ショッピングセンター

名古屋市港区春田野一丁目 330番地 外30筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
イオンリテール(株)	代表取締役 村井 正平	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地 1	変更なし	代表取締役 梅本 和典	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
イオンリテール(株)	代表取締役 村井 正平	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地 1	変更なし	代表取締役 梅本 和典	変更なし

3 変更の日

平成25年 3月 1日

4 変更した理由

代表者の変更のため

5 届出の日

平成25年 7月24日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成25年 8月22日から平成25年12月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成25年12月24日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン守山ショッピングセンター
名古屋市守山区笹ヶ根三丁目1228番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
イオンリテール(株)	代表取締役 村井 正平	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	変更なし	代表取締役 梅本 和典	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
イオンリテール(株)	代表取締役 村井 正平	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	変更なし	代表取締役 梅本 和典	変更なし

3 変更の日

平成25年 3月 1日

4 変更した理由

代表者の変更のため

5 届出の日

平成25年 7月24日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成25年 8月22日から平成25年12月24日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗
を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に
ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意
見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成25年12月24日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール大高

名古屋市緑区大高町字奥平子 1番地の 1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
イオンリテール(株)	代表取締役 村井 正平	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地 1	変更なし	代表取締役 梅本 和典	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
イオンリテール(株)	代表取締役 村井 正平	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地 1	変更なし	代表取締役 梅本 和典	変更なし

3 変更の日

平成25年 3月 1日

4 変更した理由

代表者の変更のため

5 届出の日

平成25年 7月24日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成25年 8月22日から平成25年12月24日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗
を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に
ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意
見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成25年12月24日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第25条第 4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から 2月を経過する日まで名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター（名古屋市中区栄三丁目18番 1号）において縦覧に供する。

平成25年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 7月 5日	特定非営利活動法人ふれ愛名古屋	鈴木 由夫	名古屋市昭和区長戸町5丁目44番地	この法人は、障害のある方と高齢者、そのご家族及び関係者に、障害のある方、高齢者の方が地域で生き生きと生活できるための各種生活支援に関する事業を行い、地域福祉社会の増進に寄与することを目的とする。
平成25年 7月10日	特定非営利活動法人介護サービスさくら	村居 多美子	名古屋市名東区高針荒田1011番地	この法人は、地域の皆様と共に、「助け合い・学び合い・育

				ち合う」をモットーに、いつまでも安心して住み慣れた我が家で暮らし続けられるよう、常に「お互い様」の気持ちを大切に地域に根差した福祉全般の事業を行う事を目的とする。
平成25年 7月12日	特定非営利活動 法人協育NPO 母里ん子	西川 とし子	名古屋市名 東区にじが 丘一丁目 3 番地の 1	この法人は、子ども及び子を持つ親に対して、子育て及びまちづくりに関する事業を行い、子育てに係る問題の改善や解決及び健全なまちづくりを推進し、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
平成25年 7月12日	特定非営利活動 法人舞夢	市江 由紀子	名古屋市昭 和区花見通 1丁目 5番 地メゾン川 原 1階C号	この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある方に対し、地域生活支援に関する事業を行い、併せて障害のある方と市民とが共生するまちづくりと地域福祉の増進

				を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。
平成25年 7月16日	特定非営利活動 法人たすけあい 名古屋	渡部 勝	名古屋市緑 区鳴子町 1 丁目 6番地 鳴子団地第 80号棟 001 号室	この法人は、困ったときはお互いさまの気持ちで、受け手と担い手との対等な関係を保ちながら活動を行い、互いに支え合うことにより、安心して暮らすことのできる地域社会を作るために、会員に対して福祉サービス活動および育児サービス活動などを行い、公益の増進に寄与することを目的とする。
平成25年 7月16日	特定非営利活動 法人みずしるべ	藤倉 聖弘	名古屋市中 区新栄二丁 目 2番 1号	この法人は、広く一般市民に対して、水辺環境の保全・保護に関する広報・啓発に関する事業を行い、河川や海など水辺環境の保全・保護に寄与することを目的とする。
平成25年	特定非営利活動	伊藤 裕	変 名古屋	この法人は、広く一

7月18日	法人アプリシエイト		更前	市中区富士見町 9番 16号	般市民及び事業者に対してまちづくり、環境配慮型商品の普及、資源ごみの回収等に関する事業を行い、持続可能で安心して暮らせる社会の実現に寄与し、社会全体の利益に貢献することを目的とする。
			変更後	名古屋市千種区末盛通 5丁目 18番地	

名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第25条第 4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から 2月を経過する日まで名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター（名古屋市中区栄三丁目18番 1号）において縦覧に供する。

平成25年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 7月 9日	特定非営利活動法人1980	足立 由紀	名古屋市守山区城土町 231番地	この法人は、重症心身障害者をはじめ、重度の障害を持たれた方々に対して、地域生活の支援に関する事業を行い、広く社会の福祉に寄与することを目的とする。
平成25年 7月19日	特定非営利活動法人なかよし	小山 千ひろ	名古屋市中川区戸田五丁目 304番地	この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害を持つ人々や家族に対して、社会生活自立支援及び権利擁護等

						に関する事業を、市民、行政、医療機関、事務所等との連携と共同によって行い、もって地域福祉の創造と発展に寄与することを目的とする。
平成25年 7月19日	特定非営利活動 法人愛知県精神 障害者家族会連 合会	木全 義治	名古屋市熱 田区森後町 11番12号健 身会館内			この法人は、愛知県内の精神障害者とその家族会及び関係者を交えたネットワークづくりを推進し、精神保健福祉の増進に関する事業を行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
平成25年 7月20日	変 更 前 変 更 後	特定非営利 活動法人マ ンモグラフィ 検診精度 管理中央委 員会 特定非営利 活動法人日 本乳がん検 診精度管理 中央機構	森本 忠興	名古屋市中 区丸の内二 丁目12番26 号丸の内セ ントラルビ ル 7階	変 更 前	この法人は、マンモグラフィ検診の精度管理について検討し、医師・放射線技師や検診実施機関・精密検査実施機関、一般住民や患者団体に対して、教育研修・評価認定事業、検診啓発事

						業、患者団体との連携等の事業を全国規模で行なうと共に、本邦内外における精度の高いマンモグラフィ検診の普及、ひいては乳癌（がん）死亡数低下のために寄与することを目的とする。
					変更後	この法人は、画像を用いた乳がん検診の精度管理について検討し、医師・放射線技師・臨床検査技師・看護師や検診実施機関・精密検査実施機関、一般住民や患者団体に対して、教育研修・評価認定事業、検診啓発事業、患者団体との連携等の事業を全国規模で行なう

					と共に、本邦内外における精度の高い画像を用いた乳がん検診の普及、ひいては乳癌（がん）死亡数低下のために寄与することを目的とする。
平成25年 7月23日	特定非営利活動 法人中部リサイクル運動市民の 会	永田 秀和	名古屋市東 区代官町39 番18号	この法人は、広く一般市民及び事業者に対して地域循環型社会システム作りに関する事業を行い、持続可能な社会の実現に寄与し、社会全体の利益に貢献することを目的とする。	

名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター

平成25年度身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考公告

身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考を次のとおり実施します。

平成25年 8 月23日

名古屋市人事委員会委員長 諏訪 一夫



平成25年度

身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考試験案内

平成25年8月23日 名古屋市人事委員会

【申込方法及び期間】※申込方法は3～4ページ参照

●インターネット申込 8月27日(火)から9月13日(金)までの本登録完了分有効

●郵送申込 8月27日(火)から9月13日(金)までの消印有効

今年度の主な変更点 ・試験科目「身体検査」を廃止しました。

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の方を対象として、その雇用の促進をはかることを目的として行うものです。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

- (注) ・採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。
- ・「行政一般」「学校事務」の両試験区分につき、志望する順に第1志望・第2志望を選択してください(併願を希望しない場合は、第1志望のみでも可。)。申込後の志望順位及び試験区分の変更はできません。
 - ・「行政一般」に限り、点字による受験が可能です。

試験区分	採用予定人員	主な職務内容	
行政一般	(合計) 18名程度	本市の小・中学校又は特別支援学校を除く本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における行政事務全般 【採用予定人員のうち16名程度を予定】	他の採用試験で採用された職員と同様の通常の業務を遂行します。
学校事務		本市の小・中学校又は特別支援学校における事務(予算、文書管理、教職員の給与・福利厚生 など) 【採用予定人員のうち2名程度を予定】	

*給与、勤務時間その他の勤務条件については、「行政一般」の区分で採用された職員には名古屋市の条例等が適用され、「学校事務」の区分で採用された職員には愛知県の条例等が適用されるため、勤務条件が異なります。

2 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 次のいずれにも該当しない方(いずれかに該当する場合、本市職員になることはできません。)
- ①成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 次の①～④の条件をすべて満たす方
- ①身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ②試験区分「行政一般」は、活字印刷文又は点字による出題に対応できる方
試験区分「学校事務」は、活字印刷文による出題に対応できる方
 - ③昭和43年(西暦1968年)4月2日から平成8年(西暦1996年)4月1日までに生まれた方
 - ④勤務地までの通勤手段を自ら確保することが可能であり、かつ、介護者なしで通常の業務を遂行し、通常の勤務時間(日あたり7時間45分、週あたり38時間45分)に対応できる方
- ※④については、受験資格の確認のため、合格者に診断書等を提出していただきます。《詳細は「6 診断書等の提出について」〈4ページ〉参照》

(3) その他

本市職員である人は受験できません(臨時的任用職員、嘱託職員及び任期付職員を除く。)

3 選考の日程、会場及び試験の内容等（日程は変更する場合があります。）

選考は、筆記試験及び面接試験により行います。合格者は筆記試験及び面接試験の結果に基づき、試験区分ごとに決定します（志望しない試験区分で合格することはありません。）。

(1) 日程及び会場

試験	日時・会場等 (必ず受験票で確認してください。)	合格発表日
筆記試験・面談	10月20日(日)午前9時00分集合、午前9時15分着席 会場：中土木事務所ビル職員研修室(8ページ参照) ・ <u>面談は試験ではありません。</u> ・身体障害者手帳及び昼食を持参してください。 ・服装は自由です。(普段着で可)	11月15日(金) ※合格者のみに、文書で通知します。
面接試験	11月2日(土)、3日(日)のいずれか 会場：中土木事務所ビル職員研修室(8ページ参照) (日時は受験票で指定します。)	

- ・試験結果の合格者への通知はすべて文書で行います。また、結果発表日から約1週間、該当する方の受験番号を人事委員会事務局前(市役所東庁舎1階内)の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します(詳細は必ず文書による通知を確認してください。)
- ・不合格者は試験成績の通知を受けることができます。詳細は受験申込書等を参照してください。
- ・電話等による可否に関する問い合わせはお答えいたしかねます。
- ・試験会場の建物内及び敷地内は全面禁煙です。会場付近の路上での喫煙もご遠慮ください。

(2) 選考日程ごとの実施事項

(ア) 10月20日(日)

試験科目	時間	試験の内容等
筆記試験 (※1)	教養試験 85分 (※2)	公務員として必要な一般的知識及び一般的知能をみる高等学校卒業程度の試験(択一式・25問全問必須解答) 知識分野(社会科学、人文科学、自然科学) 知能分野(文章理解、判断推理等)
	作文試験 60分	文章による表現力、課題に対する理解力などをみる試験(記述式)
面談		◎試験ではありません。就業時の配慮事項の確認などを行います。【5分程度】 ○終了予定 ・順番の早い方…昼頃 ・順番の遅い方…夕方頃(面談の前後に昼食可) ○面談シートを事前に作成し、原本及び写し1部を当日(10/20)提出してください。 (面談シート… <u>受験票(「4 受験申込手続」参照)</u> に併せて交付)

注：教養試験の例題や過去に出題した作文試験の課題を、市ウェブサイトに掲載しています。

※1 活字印刷文の場合、問題冊子の活字の大きさは、およそ**13ポイント(この大きさ)**程度です。

※2 点字による受験の場合は、試験時間が異なります。

(イ) 11月2日(土)、3日(日)のいずれか(日時は受験票で指定します。)

試験科目	時間	試験の内容
面接試験	午前または午後	個別面接を行います。

4 受験申込手続

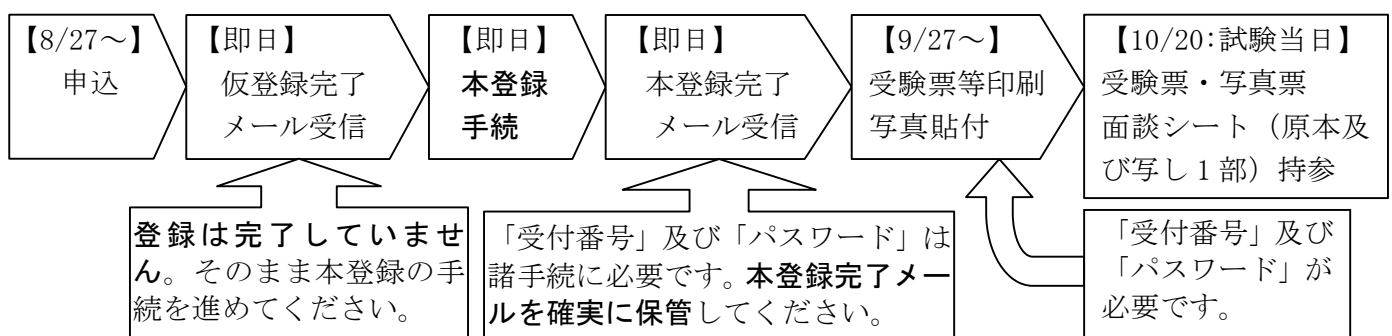
- インターネットと郵送の重複申込はできません。
- 申込後の志望順位及び試験区分の変更はできません。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している「平成24年度名古屋市人事委員会告示第1号」をご一読ください。（「11 その他」参照）

(1) インターネットによる申込

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、受験票等印刷のためにプリンターと Adobe Reader が必要です。Adobe Reader がインストールされていない場合は、 http://get.adobe.com/jp/reader/ にアクセスして無料でダウンロードできます。 ※受験票の印刷は A4 判の普通紙で行ってください。 ※使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。
期間	8月27日（火）から9月13日（金）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 ・必ず期間内に本登録まで完了させてください（本登録が完了すると、それをお知らせするメールが通常数時間以内に届きます。）。 ・期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申込できません。また、システム管理等のため、システムの運用を、予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ <u>使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。</u>
アクセス方法	・名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/) にアクセスし、「利用手引き」等を読んだうえで、「平成25年度名古屋市職員採用選考（身体障害者を対象とした採用選考）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。 ・詳しくは、名古屋市電子申請サービスの画面やメールの指示に従ってください。 ※「 <u>受付番号</u> 」と「 <u>パスワード</u> 」は受験票及び面談シート（様式）（2ページ「面談」欄を参照）をダウンロードする際に必要となりますので、必ずメモして控えておいてください。 ※送付された電子メール等は印刷する等、確実に保存してください。 <u>（紛失した場合、受験に影響が生じる場合があります。）</u>
受験票等の交付手続	①9月27日（金）以降に送付するメールを確認し、メールの記載内容に従って「 <u>受付番号</u> 」と「 <u>パスワード</u> 」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください（受験票は PDF ファイルとして発行します）。また、同時に面談シート（様式）のワードファイルも発行しますので併せて印刷してください。 ②10月1日（火）までにメールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従って受験票再発行の手続きを取ってください。 ③写真票兼承諾書は、 <u>必ず、写真を貼付し、申込内容を確認のうえ記名し、試験当日に受験票とともにお持ちください。</u> 写真や記名がない場合は受験できません。 ④面談シートは事前に必要事項を記入し、原本及び写し1部を筆記試験当日（10/20）提出してください。

◎フローチャート〈インターネットによる申込から第1次試験までの一例〉



(2) 郵送による申込(速達郵便を推奨します。) ※郵送申込(定型外の速達)には通常 390 円必要です。

提出書類	6～7 ページの「記入要領」に従い、次の 2 点を整えてください。 ①受験申込書 (本案内にはさみこんである指定の用紙又は市ウェブサイトからプリントアウトした指定の用紙) ②80 円分の切手 (受験票、写真票兼承諾書及び面談シート(様式)(2 ページ「面談」欄を参照)を郵送する際の送料) を申込書にクリップで留めてください。
期間	8 月 27 日 (火) から 9 月 13 日 (金) までの消印のあるものが有効です。 ・書類の記入内容等に不備がある場合は受理できませんので、確実に 6～7 ページの「記入要領」に従って、期限に余裕をもって申し込んでください。
送付方法	・提出書類を角形 2 号の封筒に入れ、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 ・封筒の裏に受験者の住所・氏名を必ず記入してください。 【送付先】〒460-8508 名古屋市人事委員会事務局任用課 (住所記入不要)
受験票等の交付手順	①9 月 27 日 (金) 以降に受験票、写真票兼承諾書及び面談シート (様式) を郵送します。 ②10 月 2 日 (水) までに届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従って受験票再発行の手続きを取ってください。 ③写真票兼承諾書は、必ず、写真を貼付し、申込内容を確認のうえ記名し、試験当日に受験票とともにお持ちください。写真や記名がない場合は受験できません。 ④面談シートは、事前に必要事項を記入し、原本及び写し 1 部を筆記試験当日 (10/20) 提出してください。

5 試験時に必要な配慮の希望について

手話通訳、点字による受験又は拡大鏡、補聴器若しくは日常生活用具等の使用など、試験会場で特別な配慮を希望する方は、必ず受験申込書に必要事項を記入してください。(7 ページの「記入要領」⑫参照)

ただし、日常生活用具の使用は、名古屋市重度障害者(児)日常生活用具給付要綱で日常生活用具として給付の対象となっている用具を、当該用具給付対象者となる「障害及び程度」に該当する方が使用する場合に限ります。

また、点字器、拡大鏡、補聴器又は日常生活用具等を使用する場合は、試験当日、各自持参してください。

6 診断書等の提出について

この選考の合格者には、就業に関する受験資格(「2 受験資格」(2)④<1 ページ>)の確認として、診断書等を提出していただきます。診断書等提出の結果、受験資格を欠くことが判明した場合や診断書等を提出できない場合は、合格を取り消すことがあります。

実施方法等の詳細は、合格者に通知します。

なお、診断書等作成に必要な費用は、合格者の負担となります。

7 合格から採用まで

- (1) この選考の合格者は、原則として平成 26 年 4 月以降に採用されます。
- (2) この選考の合格者は、高校卒として採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (4) 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

8 個人情報取扱

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

9 初任給など（平成 25 年 4 月 1 日現在）

採用時の年齢 及び 職務経験年数		18 歳 高校新規卒業	25 歳 職務経験 5 年	35 歳 職務経験 15 年	45 歳 職務経験 25 年
初任給例	行政一般	約 158,000 円	約 190,000 円	約 232,000 円	約 260,000 円
	学校事務	約 156,000 円	約 190,000 円	約 240,000 円	約 284,000 円

- (1) 上表の初任給例は、高校卒業後の新卒の場合及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に地域手当を加えたものです。ただし、交通局においては、「給料の額の特例に関する規程」に基づき 1% 減額されます。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。
- (2) 初任給は、学校卒業後の経歴に応じて加算される場合があります。
- (3) 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
- (4) 「学校事務」は県費負担職員となり、給与、勤務時間その他の勤務条件については愛知県の条例等が適用されます。
- (5) 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害や新型インフルエンザ等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。日程変更等の有無は下記の問い合わせ方法により、当日午前 7 時以降にご確認ください。

＜電話（ボイスボックス）による問合せ＞

※①から④までの手順で行ってください。

- ①【052 - 259 - 1222】に電話をかける。
- ②ボックス番号【05 - 29 - 72 - 67 - 07】と【#】を押す。
- ③暗証番号【3308】と【#】を押す。
- ④【2】と【#】を押してメッセージを再生。

11 その他

- (1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の①及び②に該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

- ① 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）
(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定 など
- ② 公の意思の形成への参画に携わる職
(代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。)

- (2) 受験申込や受験にあたっての注意事項等

この採用選考を実施するにあたり、平成 24 年名古屋市人事委員会告示第 1 号の規程を準用します（ただし、第 1 第 1 項 (5) を除く。）。

平成 25 年度 身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考 受験申込書
記 入 要 領

- ※印欄以外の欄を、もれなく正確に記入してください。
- 記入は黒のインクかボールペンを使用してください。
- かい書で、略字を使用せず、丁寧に記入してください。数字は算用数字を使用してください。
- 書き損じた場合は、二重線で抹消して余白に記入するなど、わかりやすく訂正してください。
- 記入事項について虚偽・不正があった場合には、合格を取り消すことがあります。

①受験番号	・ 記入しないでください。
②試験区分	・ 申し込む試験区分を第1志望・第2志望の順に、それぞれチェックしてください。 ・ 第2志望がない場合は、「なし」にチェックしてください。
③性別	・ 該当する項目にチェックしてください。
④氏名	・ 略字は用いず、丁寧にかい書で記入してください。フリガナも記入してください。
⑤生年月日	・ 生年月日を記入してください。
⑥住所（送付先）	・ 試験結果等の通知を送付するあて先を都道府県名、マンション等の建物名・部屋番号も含めて記入してください。
⑦連絡先	・ 平日の昼間に確実に連絡のとれる電話番号（原則、本人の携帯電話。その他、勤務先、家族・友人等の伝言を依頼できるところを含む。）を、確実に連絡のとれる順に2つ記入してください。 ・ 【 】内には、電話の持ち主を記入してください。
⑧身体障害者手帳	・ 交付機関名、交付年月日、交付番号、障害名、等級（身体障害者等級表によるもの）を身体障害者手帳の記載どおりに記入してください。
⑨学歴	・ 大学院・大学・短期大学・高等専門学校・高等学校等の学歴を直近から順に2つ記入してください。 ・ 「卒業」の欄は、その学校を既に卒業している場合には「卒業」、今年度に卒業見込みの場合には「卒業見込」にチェックしてください。 ・ 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定試験）合格については、「学校名」の欄に「高卒認定」（又は「大検」と記入し、「在学期間」の欄に合格年を記入してください。
⑩職歴	・ 最終学歴後の職歴（正規のほか1か月以上の長期アルバイト、臨時、派遣、契約、嘱託、自営等も含む。）について、直近から順に4つまで記入してください。

⑪免許・資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・現在お持ちの免許・資格・検定等を、記入してください。
⑫筆記・面接試験における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書の記載に従ってすべての質問項目について、該当する箇所にチェックし、必要事項を記入してください。 ・日常生活用具として給付の対象となっている用具については、「ウェルネットなごや」に掲載されている障害者福祉のしおり（在宅サービス：1. 日常生活用具の給付）でご確認ください。 →http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/leaflet/index ・公共交通機関のご利用が困難な場合はその旨を記入してください。 ・事前に連絡がとれないと配慮ができない場合があります。電話で連絡がとりにくい方は、電子メールアドレスを記入してください。
⑬成績の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・不合格者は試験成績の通知を受けることができます。通知を希望する場合はチェックしてください。
記載内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・記入事項をすべて確認のうえ、氏名を書いてください。確認月日も忘れずに記入してください。

【参考】過去の実施結果（詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。）

実施年度	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
平成 24 年度	75	20	3.8
平成 23 年度	36	7	5.1
平成 22 年度	40	8	5.0

<試験会場案内>

※掲載している試験会場はあくまで予定です。必ず各自の受験票で確認してください。

【中土木事務所ビル職員研修室】

名古屋市中区千代田一丁目5番8号

アクセス方法：地下鉄名城線「矢場町」下車3番出口

若宮大通を東へ300m（徒歩約15分）

地下鉄鶴舞線「鶴舞」下車1番出口

北へ500m、丸田町交差点を左折（徒歩約15分）

◇メールマガジンにご登録ください！

『うえるかむ！名古屋市役所』名古屋市職員採用ナビでは、採用試験に関する最新情報を随時お届けします。ぜひご登録ください！

※パソコン又は携帯電話のメールアドレスを入力するだけで登録可能です。

※このメールマガジンは、無料メールマガジンの配信サービスを提供している「まぐまぐ！」のシステムを利用して発行します。



<申込及び問合せ先> 名古屋市人事委員会事務局任用課

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

Mail : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

FAX : 052-972-4182

TEL : 052-972-3308



この試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。